

<p>三 内国税の賦課 若しくは徴収、酒 類業の発達又は税 理士業務の運営に 関する事務をつか さどる官職の職務 を除外する。また （四の項から十一 の項まで、十五の 項及び十七の項に 掲げる職務を除く 。）</p>	<p>一 国税庁及び一 国税 長官</p>	<p>二 国家 行政組織 法第二十 一条第一 項に規定 する部長 の属する 職制上の 段階</p>	<p>三 国家 行政組織 法第二十 一条第一 項に規定 する部長 の属する 職制上の 段階</p>	<p>四 前号 に規定す る官職の 指揮監督 を受け、 課の所掌 事務を分 掌する室 長の属す る職制上 の段階</p>	<p>制上の 階に 、内 閣令 で定 める 標準 的官 職長 官</p>
--	-------------------------------	---	---	--	--

<p>二 税務 大学校 の段階</p>	<p>八 大学 校の 長に 属す る職 制上 の段 階</p>	<p>七 前号 に規定 する官 職の指 揮監督 を受け る職制 上の段 階</p>	<p>六 課の 所掌事 務を分 掌する 係長の 属する 職制上 の段階</p>	<p>五 第三 号又は 前号に 規定す る官職 を補佐 し、次 号又は 第七号 に規定 する官 職の指 揮監督 を受け る職制 上の段 階</p>	<p>制上の 階に 、内 閣令 で定 める 標準 的官 職長 官</p>
-----------------------------	---	---	---	---	--

<p>四 沖繩 国税事 務所（そ の所掌 する事 務を分 掌する 事務所 の長）</p>	<p>十三 沖 繩国 税事 務所 の長 に属す る職制 上の段 階</p>	<p>十二 前 号に掲 げる職 制上の 段階第 二号に 属する 職制上 の段階</p>	<p>十一 国 税局の 判所の 支所（沖 繩県を 管轄区 域とする ものを 除く。） の属す る職制 上の段 階</p>	<p>三 国税 局（そ の所掌 する事 務を分 局の長 の属す る職制 上の段 階） 及び 国税 不服審 判所（そ の所掌 する事 務を分 局の長 の属す る職制 上の段 階）</p>	<p>制上の 階に 、内 閣令 で定 める 標準 的官 職長 官</p>
--	---	---	--	--	--

<p>五 税務 署 の段階</p>	<p>十五 内 閣令で 定める 職制上 の第三 号に属 する職 制上の 段階</p>	<p>十四 前 号に掲 げる職 制上の 段階第 四号に 属する 職制上 の段階</p>	<p>十三 前 号に掲 げる職 制上の 段階第 三号に 属する 職制上 の段階</p>	<p>十二 前 号に掲 げる職 制上の 段階第 二号に 属する 職制上 の段階</p>	<p>地方支 分部局 を属す る職制 上の段 階（及 び国税 不服審 判所の 支所（沖 繩県を 管轄区 域とし るもの に限る 。））</p>
---------------------------	--	---	---	---	---

<p>八 調剤に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>九 栄養管理に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マッサージ指圧師、</p>	<p>行政機関</p>
<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>行政機関</p>
<p>歯科衛生士、歯科技士等の行う医療技術に関する事務をつかさどる官職の職務（八の項及び九の項に掲げる職務を除く。）</p>	<p>十一 保健指導又は療養上の世話若しくは診療の補助に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十二 障害者支援施設、児童福祉施設等の入所者等の指導、保育、介護、判定又は援助に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>医療更生施設</p>
<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>行政機関</p>
<p>十三 視覚障害者に対するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師となるのに必要な知識又は技能等の指導に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十四 保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所の教員の養成若しくは研修又は看護に関する養成若しくは研修に関する事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>十五 機器の運転、船舶（用途、航行する海域及び大きさ等を勘案し、内閣官房令で定めるものに限る。）の航行その他の内閣官房令で定める事務をつかさどる官職の職務</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>行政機関及び船舶</p>
<p>二 医療更生施設</p>	<p>二 内閣官房令で定める職三の段階</p>	<p>二 内閣官房令で定める職三の段階</p>	<p>行政機関及び船舶</p>
<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>内閣官房この項第三の段階</p>	<p>行政機関及び船舶</p>

<p>二十四 自動車登一 運輸監理部一 内閣この 録官の行う事務及び運輸支局官房令で は自動車検査官の(事務所を除く)定める職 行う事務をつかさどる官職の職務 階 制上の段 第三</p>	<p>二十五 船舶検査一 国土交通省一 内閣この の執行、船舶若し海事局 官房令で 官職の職務</p>
<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>	<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>
<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>	<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>
<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>	<p>この 項第一 の執行、型式承 認を受けた船舶若 しくは物件の検定 の執行、危険物そ の他の特殊貨物の 積付けの検査の執 行、船舶に設置さ れる原動機からの 窒素酸化物の放出 量確認、原動機取 扱手引書の承認、 二酸化炭素放出抑 制航行手引書の承 認、二酸化炭素放 出抑制指標に係る 確認、海洋汚染防 止設備等、海洋汚 染防止緊急措置手 引書等、大気汚染 防止検査対象設備 若しくは揮発性物 質放出防止措置手 引書の検査の執行 第五号までに掲制 度の執行、船舶局 のトン数に係る証 書等の作成、船舶 保安規程の承認、 有害物質一覧表等 の確認若しくは特 定日本船舶等の譲 渡し等の承認に関 する事務、外国船 舶に対する船舶の 航行の安全の確保 、船舶の再資源化 、船舶の適正な実 施の確保若しくは海 洋汚染等の防止に 係る監督に係る検 査の執行若しくは トン数に係る証書 の検査に関する事 務、船級協会の行 う船舶の検査若し は船舶保安規程</p>

ものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

(命令の効力)

第五条 この政令の施行の際現に効力を有する旧政令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新政令の規定により内閣官房令で定めべき事項を定めているものは、別段の定めがあるものを除き、この政令の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

附 則 (平成二六年一月九日政令第

四〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年一月九日)から施行する。

附 則 (平成二七年三月二五日政令第九

三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成三一年一月二三日政令第一

一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日政令第八

一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年七月二日政令第一九五

号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年十二月二四日政令第三

四一号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。